

## 取扱いの趣旨

「口腔褥瘡性潰瘍（D u l）」は、有床義歯によって顎堤粘膜に褥瘡が生じた状態であり、有床義歯修理の算定にあたっては、修理を必要とする傷病名の記載が適切であることから、当該病名で有床義歯修理の算定は原則として認められない。

## 支払基金が公表している取扱いの全文

【歯冠修復及び欠損補綴】

《令和3年2月22日》

### 175 有床義歯修理

#### ○ 取扱い

原則として、「口腔褥瘡性潰瘍（D u l）」病名で、有床義歯修理の算定を認めない。

#### ○ 取扱いを定めた理由

「口腔褥瘡性潰瘍（D u l）」は、有床義歯によって顎堤粘膜に褥瘡が生じた状態であるため、有床義歯修理の算定にあたっては、修理を必要とする傷病名の記載が適切である。

検証不要(少数事例)

## グラフの見方

### 1 棒グラフ（該当レセプトの審査結果）

有床義歯修理を算定している目視対象レセプト1万件当たり、条件（口腔褥瘡性潰瘍（D u l））に対して有床義歯修理を算定）に該当するレセプト件数

### 2 折れ線グラフ

該当レセプトのうち、有床義歯修理が査定・返戻となった割合

【棒グラフ凡例】 審査の結果

査定	返戻	: 取扱いどおり
請求どおり 職員等	請求どおり 審査委員	: 検証が必要

## 審査結果の概要

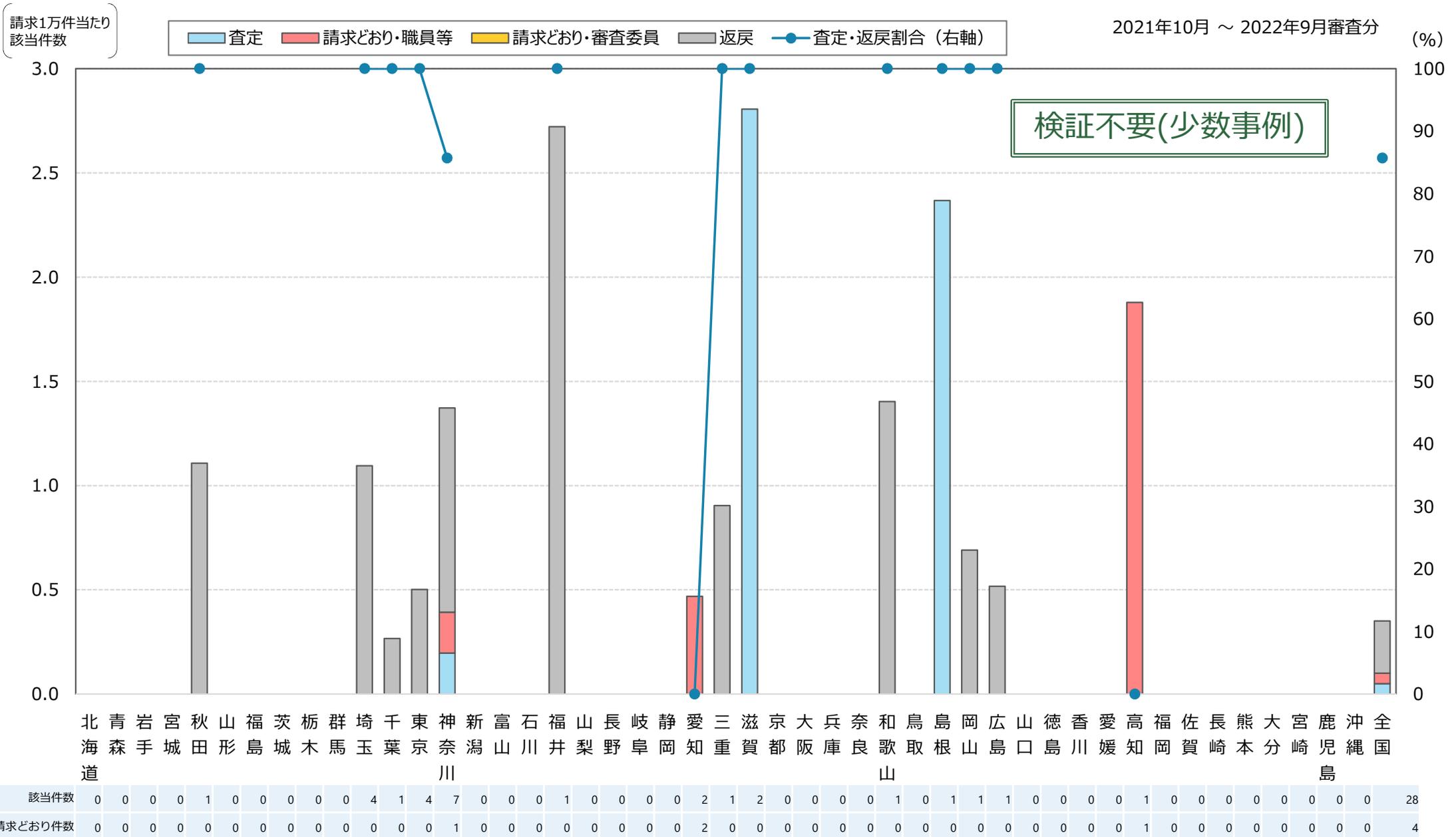
- 全国の査定・返戻割合 85.71%
- 検証を必要とする都道府県 0

検証観点	検証を要する都道府県	備考
査定・返戻割合が低い都道府県		査定・返戻割合の低い順
請求どおり・職員等		対象1万件当たり件数の多い順
請求どおり・審査委員		//
該当件数（全国）	口腔褥瘡性潰瘍（D u l）に対して有床義歯修理を算定	28件
取扱いに基づく審査	査定・返戻の計	24件
検証を必要とする審査	請求どおり	4件

# 事例175 「口腔褥瘡性潰瘍（D u l）」に対する有床義歯修理の取扱い

【認めない事例】

2021年10月～2022年9月審査分



【該当件数】 口腔褥瘡性潰瘍（D u l）に対して有床義歯修理を算定しているレセプト件数